

第七中学校校舎等整備基本設計(案)について

「中野区立小中学校施設整備計画(改定版)」等に基づき整備する第七中学校の新校舎について、第七中学校校舎等整備基本設計(案)を下記のとおりまとめたため報告する。

記

- 1 第七中学校校舎等整備基本設計(案)
別添のとおり

- 2 区民への説明会

日時	会場
令和6年11月14日(木) 18時30分から20時00分まで	江古田区民活動センター
令和6年11月17日(日) 10時00分から11時30分まで	沼袋区民活動センター

※各回とも同内容

※10月20日号区報、ホームページ等により周知

- 3 今後の予定

令和6年11月	基本設計の策定
令和6年度～令和7年度	基本設計・実施設計
令和8年度～令和11年度	新校舎整備工事
令和11年度中	新校舎供用開始

別添

第七中学校校舎等整備 基本設計(案)

令和 6 年(2024年)9 月
中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

中野区立小中学校施設整備計画(改定版)等に基づき整備する中野区立第七中学校の新校舎については、令和5年11月に策定した基本構想・基本計画をもとに、各機能の更なる向上や設計における課題としていた事項等についての検討を進めてきた。

この度、これらの検討結果を、「第七中学校校舎等整備基本設計(案)」としてとりまとめた。

1 施設配置等

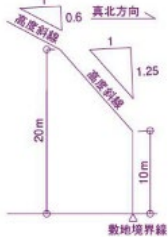
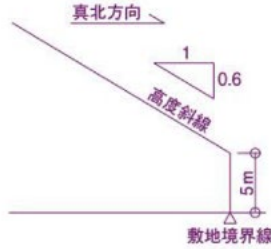
(1) 施設配置

配置図、平面図、断面図のとおり

(2) 施設概要

○階 数	地上6階
○構 造	鉄骨造
○敷地面積	約 9,462.58㎡
○延べ面積	約 9,828.19㎡
○校庭面積	約 4,080㎡

(3) 建築条件等

項目	内容		
所在地	東京都中野区江古田 2-9-11		
前面道路	【北】区道 34-620-2 / 隣地境界 幅員:4.00m(第1項第1号道路)		
	【南】都道 440 号線(新青梅街道)落合・井草線 幅員:15.00m(第1項第1号道路)		
	【東】区道 34-610-1 幅員:6.00m(第1項第1号道路)		
	【西】区道 34-630 幅員:6.00m(第1項第1号道路)		
敷地面積	9,462.58 m ²		
範囲	都道から 20m まで	都道から 20~40m	都道から 40m 以北
日影規制	4.0h-2.5h/6.5m	5.0h-3.0h/1.5m	4.0h-2.5h/1.5m
用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	
防火指定	防火	準防火	
容積率	300%	150%	
建ぺい率	80%	60%	
高度地区	第三種高度地区 	第一種高度地区 	
最低限高度地区	-	-	
最高限度高さ		10m(建築基準法第 55 条の規定により、第一種低層住居専用地域は最高限度高が定められるため)	
道路斜線	適用距離:20m+勾配:1.5	適用距離:20m+勾配:1.25	
隣地斜線	立上り:31m+勾配:2.5	-	
北側斜線	-	立上り:5m+勾配 1.25	

2 基本設計の視点

生徒の興味を引き出す学習空間や、日常的な交流を深める移動動線をつくるとともに、地域交流の拠点となる学校施設として整備する。

(1) 中学校

ア 校舎

- 上下階の移動負担に配慮し、緩やかで上り下りしやすい階段を校舎の中心に整備
- 各教科への関心を深められる展示スペースを特別教室前に整備
- 個人や少人数で利用可能な学習スペースを普通教室前に整備
- 登下校時の溜まり場となり、雨天時の混雑緩和を図るピロティ【交流ひろば】を正門と昇降口の間に整備
- 3階角の落ち着いた場所に、学習メディアセンターと憩いのテラス【読書テラス】を整備
- 正門や昇降口から離れた場所で静かな環境を確保できるよう、特別支援学級教室を2階東側に整備
- 生徒の見守りに配慮し、校庭及び登下校時に使用する大階段を見渡せる場所に職員室を整備
- 武道利用も可能な多目的室を屋内運動場に隣接する位置に整備
- 新青梅街道からの見合い防止に配慮した開口部やルーバーを整備
- 東側と比較して水害時の浸水の恐れが少なく、避難動線を確保しやすい西側に正門を整備
- エレベーターはストレッチャーに配慮し、バリアフリートイレは各階に整備

イ 校庭

- 一足制による運用を踏まえ、校舎内に校庭の砂塵等を持ち込むことのない人工芝を整備
- 運動会の観覧スペースとしての活用も想定したバルコニーを整備
- 校庭として、スペースを最大限活用できるよう配慮のうえ、防球ネットを設置

ウ 外構計画

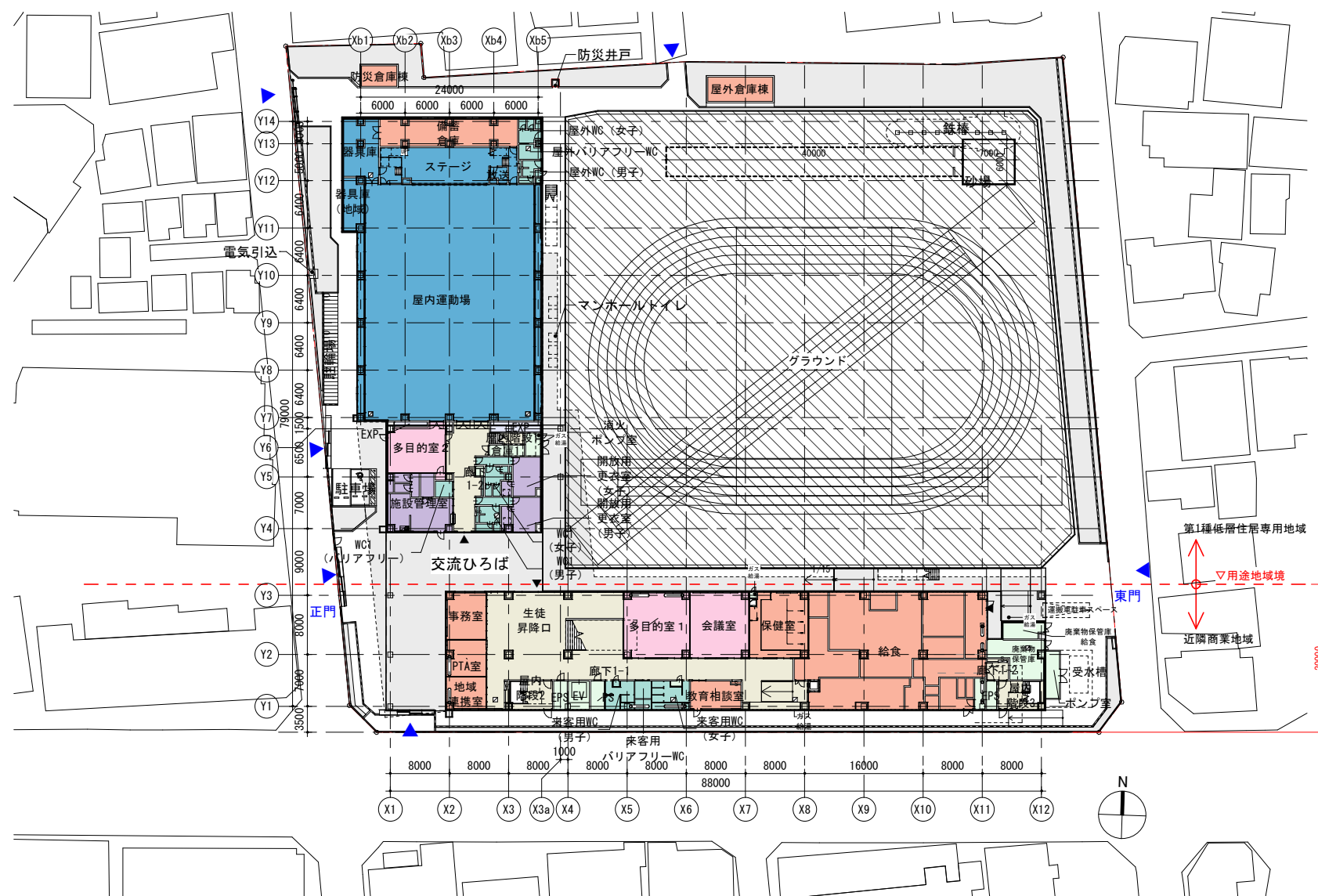
- 新青梅街道沿いの桜並木を生かした景観づくりのため、南面に植栽帯を整備
- 登下校時の安全性に配慮し、正門付近に溜まり場となるスペースを整備

(2) 開放用諸室

- 地域開放を想定した諸室(多目的室2や開放用更衣室)と学校の出入口を明確に分離するとともに、運営方法や使い方を整理のうえ、配置・動線計画を整理
- 地域開放諸室の出入口前にピロティ【交流ひろば】を整備

(3) その他(防災拠点としての機能、環境への配慮)

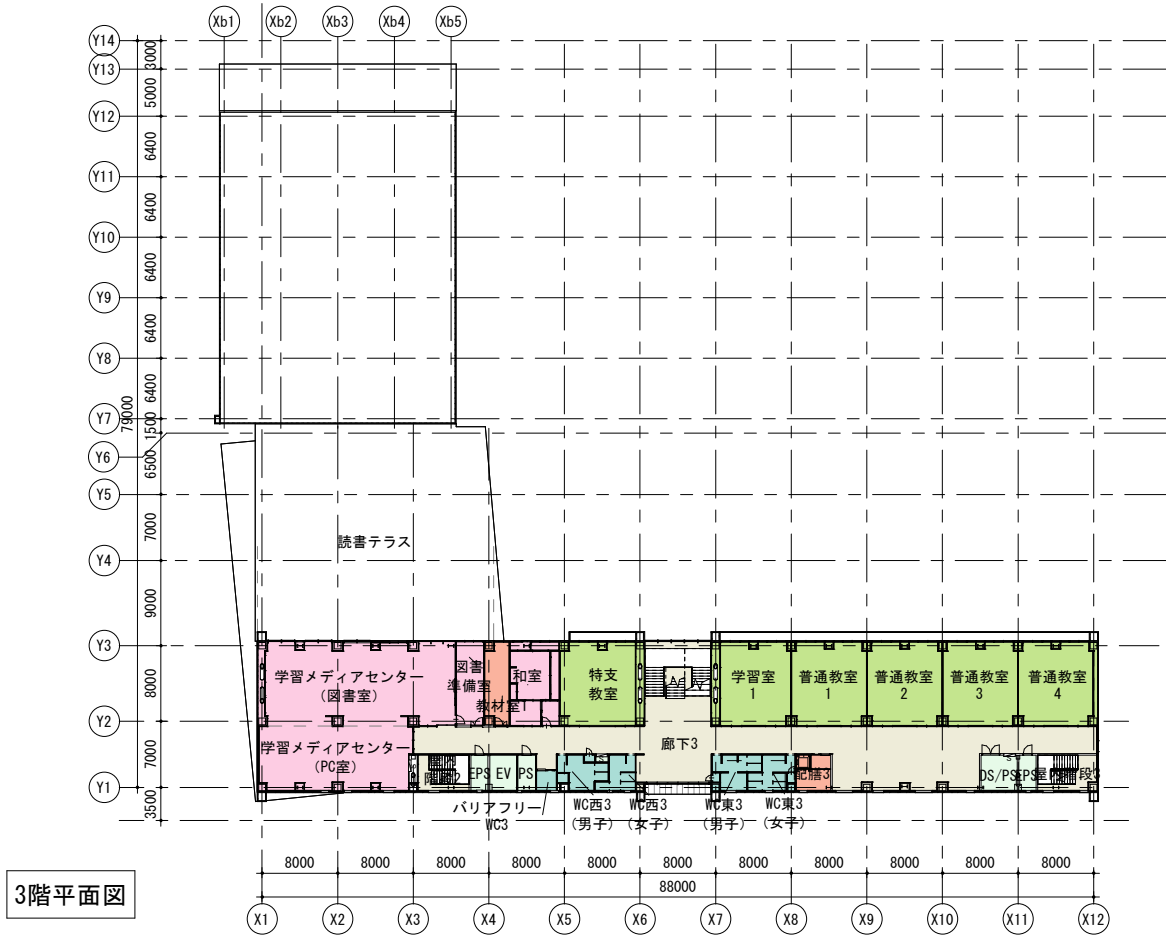
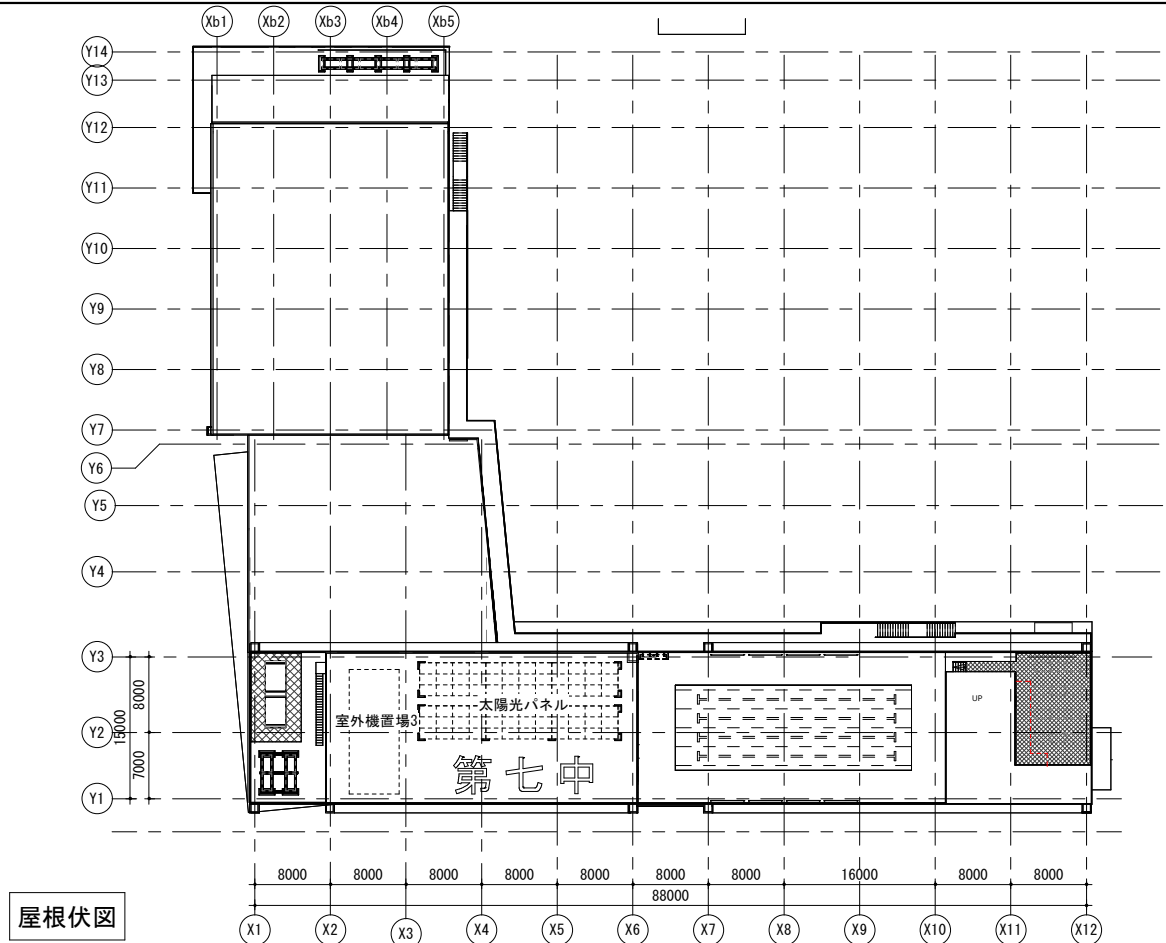
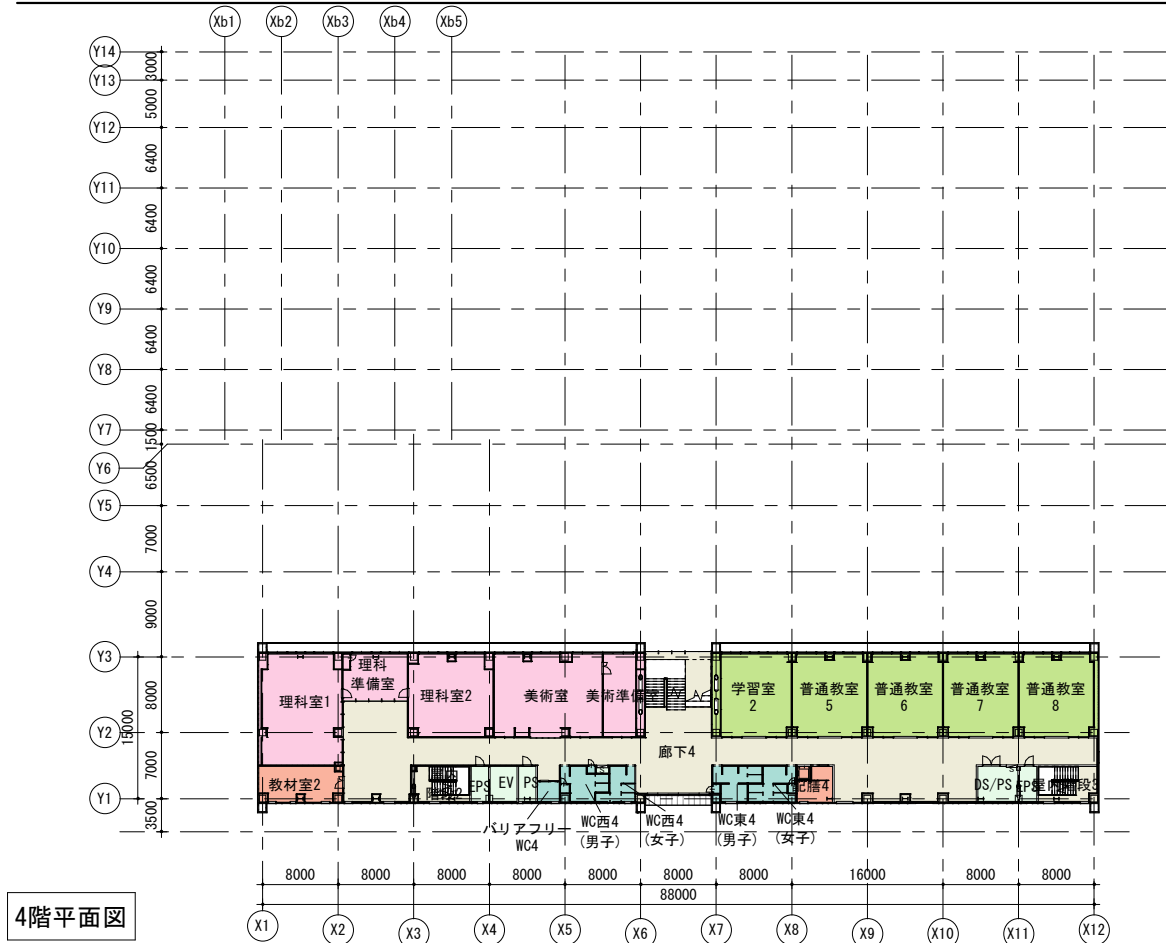
- 浸水対策として、屋内運動場及び校舎の床高さが浸水レベルより上となるように設定
- 避難所としての機能を踏まえ、備蓄倉庫や防災倉庫のほか、マンホールトイレ、災害用井戸、ヘリサインを整備
- プールの水は、マンホールトイレの洗浄水としても活用できるよう整備
- 平常時のほか、災害時の電源としても活用しうる太陽光発電装置を整備



(凡例)

	普通教室
	特別教室
	管理諸室・給食室
	運動施設
	地域開放諸室
	トイレ
	廊下

	出入口
---	-----

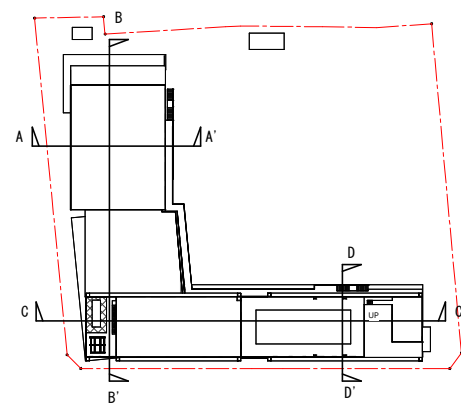


6階平面図

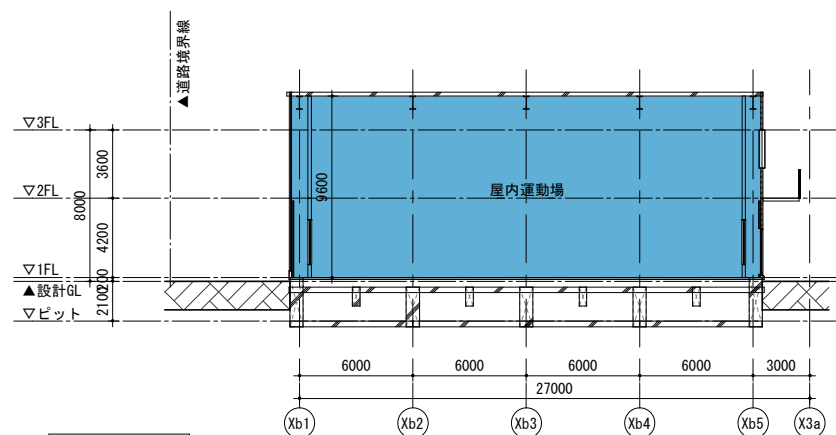
5階平面図

(凡例)

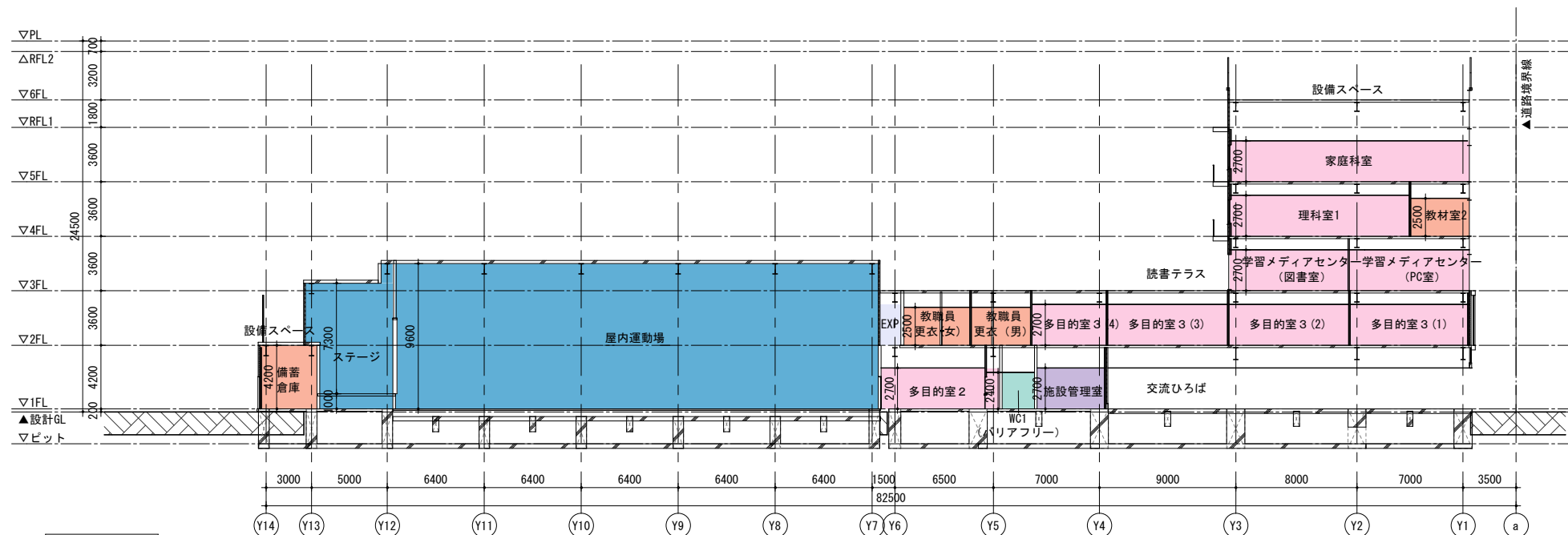
普通教室	普通教室
特別教室	特別教室
管理諸室・給食室	管理諸室・給食室
運動施設	運動施設
地域開放諸室	地域開放諸室
トイレ	トイレ
廊下	廊下



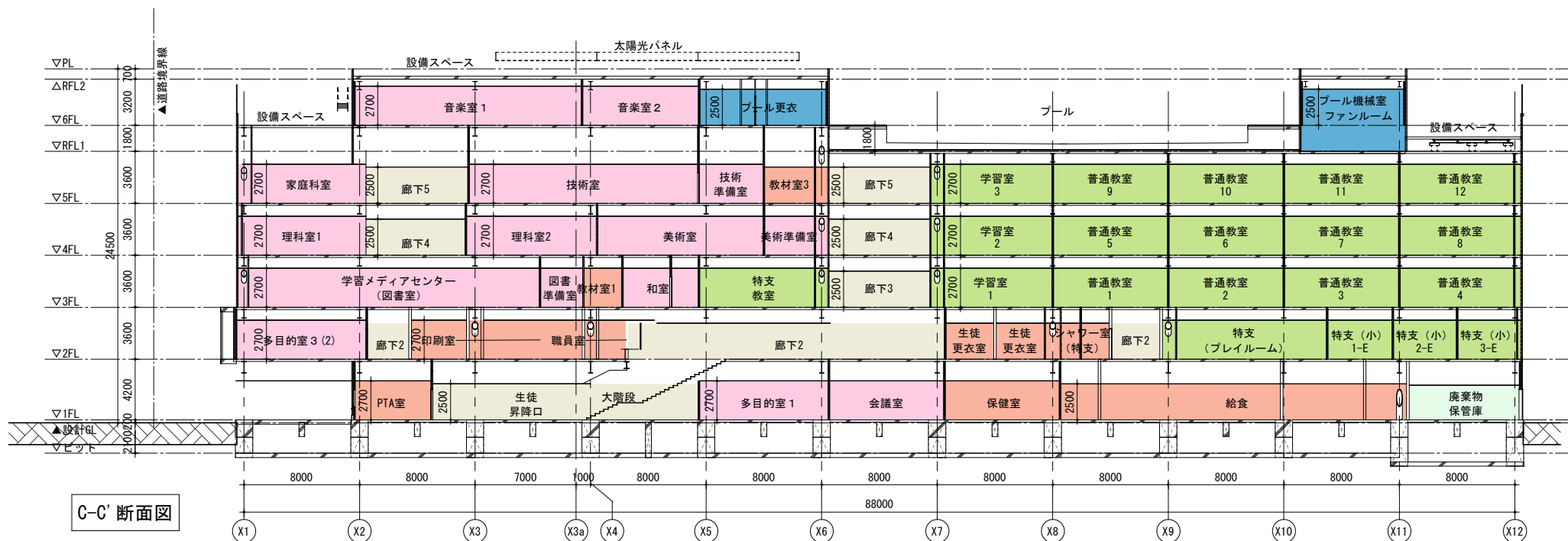
断面図切断位置



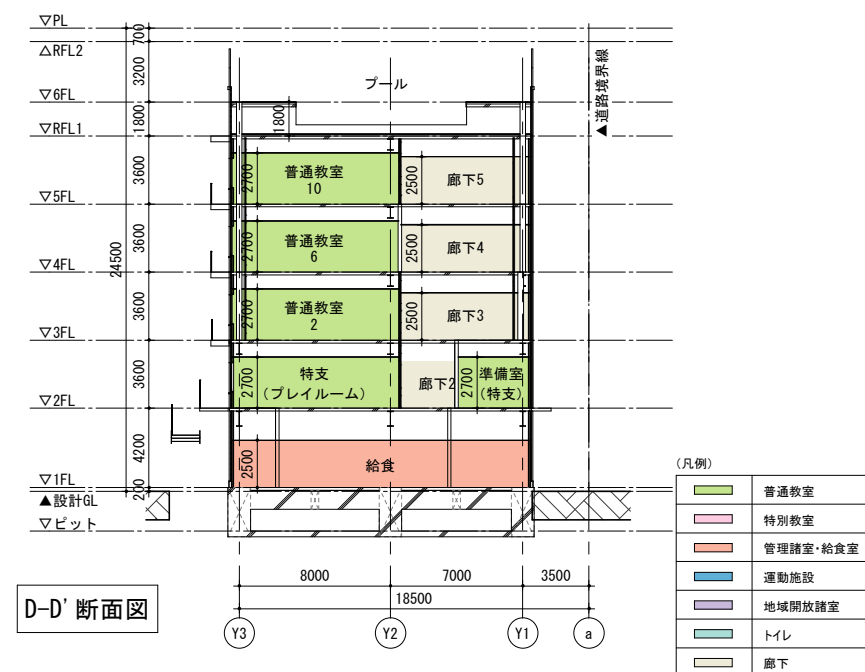
A-A' 断面図



B-B' 断面図



C-C' 断面図



D-D' 断面図

(凡例)

普通教室	普通教室
特別教室	特別教室
管理諸室・給食室	管理諸室・給食室
運動施設	運動施設
地域開放諸室	地域開放諸室
トイレ	トイレ
廊下	廊下